

昭和四十二年厚生省令第四十一号

石炭鉱業年金基金法施行規則

石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第二十一条第三項、第二十五条、第二十九條、第三十條、第三十五条第一項から第三項まで及び第三十七條並びに石炭鉱業年金基金法施行令（昭和四十二年政令第二百七十六号）第十六條第四項の規定に基づき、石炭鉱業年金基金法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 定款の変更の認可の申請（第一条）
- 第二章 坑内員及び坑外員（第二条）
- 第三章 会員（第三条―第八条）
- 第四章 受給権者（第九条―第十二条）
- 第五章 掛金（第十三条）
- 第六章 財務及び会計（第十四条―第二十四条）
- 第七章 基金の行なう事務（第二十五条―第三十一条の二）
- 第八章 雑則（第三十二条）

第一章 定款の変更の認可の申請

（定款の変更の認可の申請）

第一条 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号。以下「法」という。）第八条第二項の規定による定款の変更の認可の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行なうものとする。

- 一 法第十八条第一項の事業を行なうことに係る定款の変更の認可の申請にあつては、会員（法第七条第二項に規定する事業主を含む。）の二分の一以上の者が希望したことを証する書類
- 二 掛金の変更に係る定款の変更の認可の申請にあつては、変更後の掛金の算出の基礎を示した書類

第二章 坑内員及び坑外員

（坑内員証又は坑外員証の提出）

第二条 坑内員（石炭鉱業年金基金（以下「基金」という。）が法第十八条第一項の事業を行なうときは、坑外員を含む。以下同じ。）は、その氏名を変更したときは、すみやかに、坑内員証（基金が法第十八条第一項の事業を行なうときは、坑外員証を含む。以下同じ。）を会員に提出しなければならない。かつて坑内員であつた者であつて、最後に坑内員の資格を喪失し

た後においてその氏名を変更したものが、坑内員の資格を取得したときも、同様とする。

第三章 会員

（坑内員又は坑外員の資格取得の届出）

第三条 会員は、その使用する者が坑内員の資格を取得するに至つたときは、五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通を基金に提出しなければならない。

- 一 坑内員の氏名、性別及び生年月日
- 二 坑内員の資格を取得した年月日
- 三 坑内員であつた者については、坑内員に関する原簿の番号（以下「原簿の番号」という。）

2 前項の場合において、当該坑内員に係る厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十九条第一項の規定による通知がすでに行なわれているときは、会員は、前項の届書に、同項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 厚生年金保険の被保険者の種別（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十号に規定する第一種被保険者及び同条第十二号に規定する第三種被保険者のいずれであるかの区別をいう。）

2 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）

3 会員は、第一項の届出に係る者が前条の規定により坑内員証を提出したときは、これを同項の届書に添えなければならない。

（坑内員又は坑外員の資格喪失の届出）

第四条 会員は、その使用する者が、坑内員の資格を喪失するに至つたときは、五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通を基金に提出しなければならない。

- 一 坑内員の氏名、性別及び生年月日
- 二 原簿の番号
- 三 坑内員の資格の喪失の年月日
- 四 死亡により資格を喪失した場合にあつては、その旨

（坑内員又は坑外員の氏名の変更の届出）

第五条 会員は、その使用する坑内員が氏名を変更したときは、すみやかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通に、坑内員証を添えて、基金に提出しなければならない。

一 坑内員の変更前及び変更後の氏名並びに性別

二 原簿の番号

（会員の氏名等の変更の届出）

第六条 会員は、その氏名若しくは名称若しくは住所又は石炭鉱業を行なう事業場であつて、坑内員において石炭を掘採する事業を行なうもの（基金が法第十八条第一項の事業を行なう場合にあつては、石炭鉱業を行なう事業場とする。）のうち、厚生年金保険の適用事業所であるもの（以下「石炭鉱業事業所」という。）の名称若しくは所在地に変更があつたときは、五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通を、基金に提出しなければならない。

- 一 石炭鉱業事業所の名称及び所在地
- 二 変更前及び変更後の事項並びに変更の年月日

（会員の変更の届出）

第七条 会員に変更があつたときは、前会員及び新会員は、五日以内に、連署をもつて、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通を、基金に提出しなければならない。この場合において、前会員の死亡その他やむを得ない理由によつて連署することができないときは、その理由を附記しなければならない。

- 一 石炭鉱業事業所の名称及び所在地
- 二 前会員及び新会員の氏名又は名称及び住所
- 三 変更の年月日

（出炭に関する届書の提出）

第八条 会員は、当該会員の石炭鉱業を行なう事業場ごとの当該事業場における前年中に掘採された石炭の数量を記載した届書を、毎年三月一日までに、基金に提出しなければならない。

第四章 受給権者

（氏名変更の届出）

第九条 年金たる給付の受給権者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、変更前の氏名を記載した届書に、氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本を添えて、基金に提出しなければならない。

（住所変更の届出）

第十条 年金たる給付の受給権者（年金たる給付の全額につき支給を停止されている者を除く。）は、その住所を変更したときは、十日以内に、変更後の住所を記載した届書を、基金に提出しなければならない。

（年金たる給付の支給に関する事項の届出）

第十一条 年金たる給付の受給権者は、前二条の規定によるほか、定款の定めるところにより、

年金たる給付の支給に関し必要な事項を基金に届出なければならない。

（死亡の届出）

第十二条 法第三十五条第四項の規定による死亡の届出は、死亡した受給権者の氏名及び性別を記載した届書に、受給権者の死亡を証する書類を添えて基金に提出することによつて行なうものとする。

第五章 掛金

（掛金の計算に関する基準）

第十三条 法第二十一条第三項の規定による掛金の額の計算に当たつて用いられる予定利率、予定死亡率その他の基礎率は、責任準備金の運用収益及び坑内員又は坑内員であつた者（法第十八条第一項に規定する事業を行う場合にあつては、坑外員又は坑外員であつた者を含む。）の死亡の状況等に係る予測に基づき合理的に定められなければならない。

2 掛金の額は、将来にわたつておおむね平準的になるように定められなければならない。

第六章 財務及び会計

（経理の原則）

第十四条 基金は、取引を正規の簿記の原則に従つて記録しなければならない。

（経理の単位）

第十五条 基金は、年金経理及び業務経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は年金経理により、その他の取引は業務経理により経理しなければならない。

2 前項の各経理における勘定区分及び勘定科目は、厚生労働大臣が定めるところによる。

第十五条の二 削除

（年金経理の余裕金）

第十六条 年金経理の余裕金は、予算の定めるところにより、業務経理に貸し付けることができる。この場合において、当該貸付金に係る利率は、石炭鉱業年金基金法施行令（昭和四十二年政令第二百七十六号。以下「令」という。）第十五条第三項に規定する予定利率を下廻ることができない。

（年金経理の資産の構成割合）

第十七条 基金が保有する年金経理の次の各号に掲げる資産の価額は、常時、当該経理の資産の総額に対し、第一号にあつては同号に掲げる割合を乗じて得た額以上、第二号及び第三号にあつては当該各号に掲げる割合を乗じて得た額以内でなければならない。

- 一 現金、預金、金銭信託又は有価証券（次号に掲げるものを除く。） 百分の五十
- 二 令第十六条第一項第三号の規定により厚生労働大臣の指定する有価証券 百分の三十
- 三 不動産 百分の二十

2 前項各号に掲げる資産の構成割合が当該資産の価額の変動その他基金の意思に基づかない理由により、同項に規定する割合と異なることとなつた場合には、基金は、同項の規定にかかわらず、その異なることとなつた割合によることができる。この場合において、基金は、同項の趣旨に従つて、漸次、その割合を改めなければならない。

（支払準備金）

第十八条 年金経理においては、毎事業年度末日において、当該事業年度における年金たる給付及び一時金たる給付の請求額の総額の十二分の二以内において厚生労働大臣が必要と認めた金額を支払準備金として積み立て、翌事業年度末日まですえおかなければならない。

（借入金金の承認）

第十九条 基金は、法第二十六条ただし書の規定により借入金金の借入れの承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金金の額
- 三 借入先
- 四 借入金金の利率
- 五 借入金金の償還方法及び期限
- 六 利息の支払の方法

（年金経理から業務経理への繰入れ）

第十九条の二 基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における法第二十七条に規定する積立金その他の積立金の額が坑内員及び坑内員であつた者に係る責任準備金の額（法第十八条第一項に規定する事業を行うときは坑外員及び坑外員であつた者に係る責任準備金の額を加えた額）以上の額であつて、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。

（予算の認可）

第二十条 基金は、法第二十四条の規定により毎事業年度の予算の認可を受けようとするときは、

は、当該予算に、予算作成の基礎となつた事業計画の概要を示した書類を添えて、事業年度開始の一月前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 基金は、法第二十四条の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び理由を記載した申請書に、当該変更に係る事業計画の変更の概要を示した書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の内容）

第二十一条 基金の予算は、予算総則、予定損益計算書及び予定貸借対照表に区分して作成するものとする。

2 予定損益計算書には、前前事業年度における実績を基礎とし、前事業年度及び当該事業年度における推計を表示しなければならない。

3 予定貸借対照表には、前前事業年度の末日における貸借対照表を基礎とし、前事業年度及び当該事業年度の末日における推計を表示しなければならない。

（財務諸表等の提出）

第二十二条 基金は、法第二十五条の規定により、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書を厚生労働大臣に提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 責任準備金の額の明細を示した書類
- 二 支払準備金の額の計算の明細を示した書類
- 三 未収掛金及び未収徴収金の明細を示した書類
- 四 年金経理において決算上生じた剰余金又は不足金の処理の方法を示した書類

（年金経理における剰余金の処分等）

第二十三条 年金経理において決算上の剰余金を生じたときは、これを別途積立金として積み立てなければならない。

2 年金経理において決算上の不足金を生じたときは、別途積立金を取りくずしてこれに充て、なお不足があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

3 別途積立金は、前項の規定により取りくずすほか、厚生労働大臣の定めるところにより取りくずすことができる。

（業務経理における剰余金の処分等）

第二十四条 業務経理において決算上の剰余金又は不足金を生じたときは、翌事業年度にこれを繰り越すものとする。

第七章 基金の行なう事務

（坑内員原簿及び坑外員原簿の備えつけ）

第二十五条 基金は、次の各号に掲げる事項を記載した坑内員に関する原簿を基金の主たる事務所に備えつけて置かなければならない。

- 一 氏名、性別及び生年月日
- 二 坑内員の資格の取得及び喪失の年月日
- 三 原簿の番号
- 四 石炭鉱業事業所の名称
- 五 基礎年金番号

2 基金は、前項第二号に掲げる事項を原簿に記載するに当たっては、日本年金機構と密接に連絡をとり、厚生年金保険の記録と適合するように努めなければならない。

（坑内員又は坑外員証の交付）

第二十六条 基金は、はじめて坑内員の資格を取得した者については、原簿の番号を定めた後、次の各号に掲げる事項を記載した坑内員証を作成して坑内員に交付しなければならない。

- 一 原簿の番号
- 二 氏名、性別及び生年月日

2 基金は、坑内員又は坑内員であつた者から、坑内員証を破り、よこし、又は失つたことによりその再交付の申請があつたときは、坑内員証を作成して申請者に交付しなければならない。

3 基金は、第三条第三項又は第五条の規定により坑内員証の提出を受けたときは、これを改訂し、坑内員に返付しなければならない。

（役員の就任等の届出）

第二十七条 基金は、役員が就任し、退任し、又は死亡したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（規程の届出）

第二十八条 基金は、次の各号に掲げる事項に關し規程を定めたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。

- 一 総代及び役員の選挙又は選任に関する事項
- 二 基金の業務執行並びに財務及び会計に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、坑内員、受給権者又は会員の権利義務に関する事項

（業務報告書の提出）

第二十九条 基金は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における各四半期ごとの業務についての報告書二通を作成し、それぞれ翌月十五日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（会議録の謄本等の添付）

第三十条 厚生労働大臣の認可若しくは承認を受けるべき事項又は厚生労働大臣に届出を行なうべき事項が総会又は総代会の議決を経たものであるときは、申請書又は届書にその会議録の謄本を添えなければならない。

2 前項に規定する事項が法第十三条第二項の規定により理事長が処分したものであるときは、申請書又は届書に理事長が処分した理由を記載した書類を添えなければならない。

（国税滞納処分の例による処分の認可）

第三十一条 基金は、法第二十二條第二項の規定により国税滞納処分の例による処分の認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 納付義務者の氏名又は名称及び住所
- 二 滞納処分に係る掛金その他法の規定による徴収金の額及び納期限
- 三 その他当該処分の執行に關し参考となる事項

（坑内員等の個人情報取扱）

第三十一条の二 基金は、その業務に關し、坑内員及び坑内員であつた者（以下この条において「坑内員等」という。）の氏名、性別、生年月日その他の坑内員等の個人に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 基金は、坑内員等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

第八章 雑則

（立入検査等の場合の証票）

第三十二条 法第三十一条第二項の規定によつて当該職員が携帯すべき証票は、別記様式による。

附則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（定款の認可の申請）

2 法附則第二条第二項の規定による基金の定款の認可の申請は、定款に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行なうものとする。

- 一 会員となるべき者の名簿
- 二 掛金の算出の基礎を示した書類
- 三 法第十八条第一項に規定する事業を行なうとする場合にあっては、会員となるべき者の二分の一以上の者が希望したことを証する書類

四 設立総会の会議録の謄本

附 則 (昭和四四年二月一〇日厚生省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年三月九日厚生省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年一〇月二二日厚生省令第四一號) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月二九日厚生省令第一七号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成元年三月二四日厚生省令第一〇号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

- 附 則 (平成六年二月二八日厚生省令第五号)

この省令は、公布の日より施行する。ただし、基金の平成五年度の事業年度に係る年金経理から業務経理への繰入れについては、なお従前の例による。

附 則 (平成八年一〇月二二日厚生省令第五八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、平成九年一月一日から施行する。

（基礎年金番号に関する通知書）

- 第二条 社会保険庁長官は、平成九年一月一日において現に次の各号のいずれかに該当する者（同日において当該各号のいずれかに該当するに至つた者を除く。）に対し、基礎年金番号に関する通知書を交付しなければならない。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号。以下この項において「法」という。）第七

七条第一項に規定する被保険者又は法附則第五

条第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則

第十一條第一項の規定により被保険者となつた者（法第三

条第二項に規定する共済組合（以下この項及び次条において単に「共済組合」という。）の組合員（農林漁業団体職員

共済組合の任意継続組合員を含む。以下この項及び次条において同じ。）である法第七

条第一項第二号に規定する第二号被保険者にあつては、法第

百八条又は法附則第八條の規定により社会保険庁長官が共済組合の組合員に

関する資料の提供を受けた場合に限る。）

二 第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則（以下「新国民年金法施行規則」という。）第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付の受給権者（法第

百八条又は法附則第八條の規定により社会保険庁長官が受給権者に関する資料の提供を受けた場合に限る。ただし、同時に同号イからハまでに掲げる年金たる給付又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保

険給付の受給権者である者を除く。）

2 国民年金手帳を所持している者は、前項の規定による通知書の交付を受けたときは、これを当該国民年金手帳にはりつけなければならない。

（事業主等の経由）

第三条 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、厚生年金保険の被保険者に通知書を交付するときは、当該被保険者を使用する事業主を経由することができる。

2 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、共済組合の組合員に通知書を交付するときは、当該組合員が所属する共済組合を経由するものとする。

（準用）

第三条の二 厚生年金保険法施行規則第十七条の二の規定は、附則第二条第一項の基礎年金番号

に関する通知書について準用する。この場合において、厚生年金保険法施行規則第十七条の二中「第三条第一項若しくは第二項若しくは第六

条の規定により年金手帳の提出を受けたとき又は第八十一條第二項」とあるのは、「前条第一

項」と読み替えるものとする。

（年金証書の交付）

第四条 社会保険庁長官は、平成九年一月一日において現に新国民年金法施行規則第十六条第一項第六号イからハまでに掲げる年金たる給付（同号イに掲げる年金たる給付のうち老齢福祉年金を除く。）又は船員保険法による年金たる保険給付の受給権者（同日において当該年金たる給付又は年金たる保険給付の受給権者となるに至つた者を除く。）である者に対し、次の各号に掲げる事項を記載したその年金の年金証書を交付しなければならない。

一 年金の種類及びその年金の年金証書の記号番号並びに年金コード（年金の種類及びその区分を表す記号番号をいう。）

二 受給権者の氏名及び生年月日

三 受給権を取得した年月

（石炭鉱業年金基金法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 附則第二条第一項に規定する者に係る第七

条の規定による改正後の石炭鉱業年金基金法施行規則（次項において「新石炭鉱業年金基金法施行規則」という。）第三

条第二項第二号に規定する基礎年金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第二

条第一項の規定により交付された通知書に記載された記号番号とする。

2 附則第四条に規定する者に係る新石炭鉱業年金基金法施行規則第三

条第二項第二号に規定する基礎年金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第二

条第一項の規定により交付された通知書に記載された記号番号とする。

（請求等に係る経過措置）

第二十一条 この省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりした請求、届出その他の行為は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によつてした請求、届出その他の行為とみなす。

附 則 (平成八年一〇月三十一日厚生省令第六〇号)

この省令は、平成九年一月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日厚生省令第三五号) 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月二〇日厚生省令第二七号) 抄

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（施行期日）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月二〇日厚生省令第二七号) 抄

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（施行期日）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一九年九月二五日厚生労働省令第一二二号) 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月七日厚生労働省令第二九号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月二八日厚生労働省令第一六七号) 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月八日厚生労働省令第九〇号) 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号) 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第三十二条関係）

別記様式(第三十二条関係)

(裏 面)

第 号
年 月 日交付

厚生労働大臣印

石国民年金基金法(抄)
第三十一条 厚生労働大臣は、基金について、必要があるとき、その業務の状況に関する報告を審し、又は当該職員をして基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは其他にその状況を検査させることができる。
2 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証明を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(表 面)

第三十八条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答へせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員を六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

石国民年金基金検査証

写真

官職又は職名
氏 名
(年 月 日生)

備考 この証は、A列7番の大きさとし、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折とすること。